

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、三豊市の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業 区画整理事業 穀川地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農林水産課において平成20年1月4日から平成20年1月24日まで縦覧に供する。

平成19年12月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀